

ひと優先の
歩いて楽しい
商店街

末広町通り ～ 停車のルール～

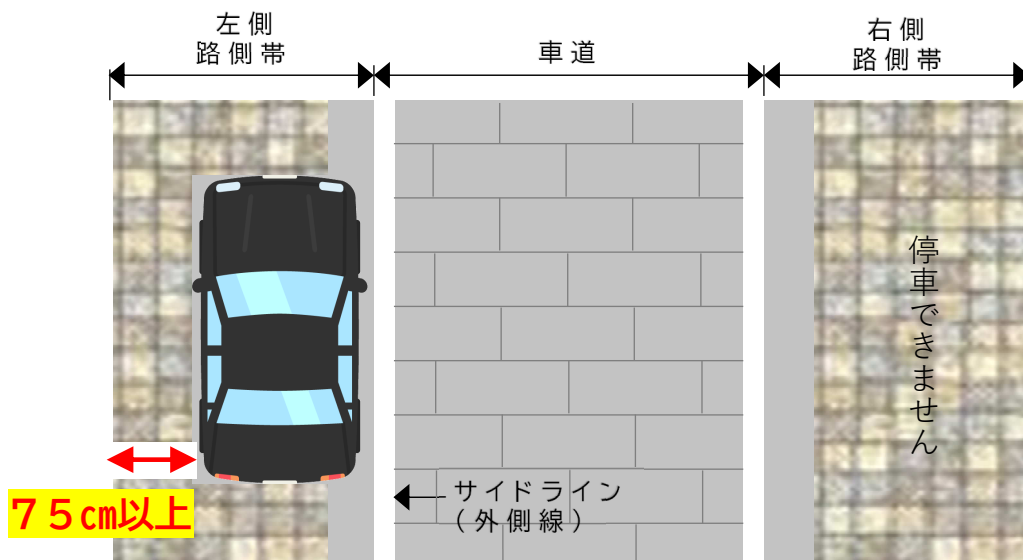
白線の外側は、路側帯と呼ばれ、歩行者の通行のために設置したものです。
歩行者が末広町通りを安全で円滑に通行するため、停車時は次の交通ルールを守るようご理解とご配慮をお願いします。



停車のルール①

① 車が路側帯内に入って **停車する場合は75cm以上の余地※**を開けましょう。

※ 道路交通法より（詳細は裏面参照）



停車のルール②

② 路側帯が広いところで停車する場合は、左側に75cm以上の余地を開けるだけでなく、**点字ブロックをふさがないように停車**しましょう。



道路交通法（抜粋）

道路交通法 抜粋

（停車又は駐車の方法）

第47条

車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。 ※右側に寄せて停車することはできません。

- 2 車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。
- 3 車両は、車道の左側端に接して路側帯（当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によって区画されたもの及び政令で定めるものを除く。）が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

道路交通法施行令 抜粋

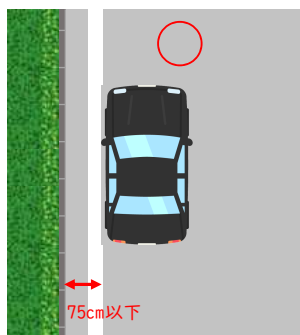
（路側帯が設けられている場所における停車及び駐車）

第14条の6

法第47条第3項の政令で定めるものは、歩行者の通行の用に供する路側帯で、幅員が0.75メートル以下のものとする。

- 2 車両は、路側帯に入って停車し、又は駐車するときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によらなければならない。
 - 一 歩行者の通行の用に供する路側帯に入って停車し、又は駐車する場合 当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行の用に供するため0.75メートルの余地をとること。この場合において、当該路側帯に当該車両の全部が入った場合においてもその左側に0.75メートルをこえる余地をとることができるときは、当該道路標示に沿うこと。
 - 二 歩行者の通行の用に供しない路側帯に入って停車し、又は駐車する場合 当該路側帯の左側端に沿うこと。

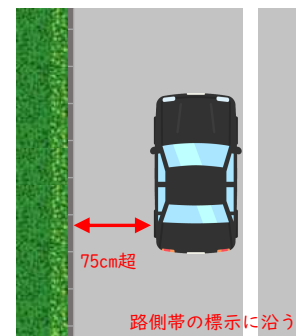
末広町通りのケース



路側帯の幅が75cm以下の場合
は、その路側帯を除いた部分の道
路の左側端に沿うこと。



路側帯に幅が75cmを超える場
合は、その路側帯に入り、左側
に75cmの余地をあけること。



路側帯に車両の全部が入って
も、まだその左側に75cmを超え
る余地がある場合は、路側帯の
標示に沿うこと。